

神奈川県知事

松 沢 成 文 殿

平成20年度予算・施策に関する  
**要 望 書**

民主党・かながわクラブ  
神奈川県議会議員団

## 要 望 の 趣 旨

200万を超す県民の信任を受けて二期目のスタートを切った松沢県政は、郷土神奈川の持つ魅力と可能性あふれる潜在力、「神奈川力」を全開させるために、さらなる県政改革に取り組んでいる。県民とともに歩み、知事を支える我が県議団は、活力ある地域づくりと生きがいのある暮らしの創造を目指して、所属議員37名を擁する責任会派として一層の重責を担っている。

今後4年間の県政運営にあたって県は、先進的な政策立案と実行、NPOや企業を含む県民との協働、現地現場主義を基本方針として示すとともに、今年度を初年度とし2025年度までを見通した「神奈川力構想・基本構想」と今後4年間の県の取り組みを示した実施計画を定めたところである。

我が県議団としては、こうした知事の基本姿勢および県の基本的な方向性を評価しつつ、具体的政策内容については十分に吟味を施し、事業及び個別の施策展開に際しても、地域の視点にたち、広く県民の要請に沿うものとするよう、差し迫った諸課題の解決とたゆまざる県政改革に取り組むとともに、政策提言を行っていく。

具体的には、第2ステージに入り中小企業の投資支援と社会的責任に重点化したインベスト神奈川や観光振興などによる地域活力の創造に力を入れ、NPOや企業を含む県民との協働と連携を強化して、諸施策の推進と評価・見直しの両面に一層生かすべきである。また、子どもを安心して産み育てることができる諸条件整備や就労への支援を強化し、教育についても施設整備と相談体制の両面から充実させる必要がある。暮らしの安全と安心を確保するためには、治安回復に向けた県民意識と防犯活動の高まりを持続可能なものとするとともに、橋や道路など社会生活基盤の安全点検と整備を早急に進めるべきである。

さらに、簡素で効率的な行政システムの構築に一貫して取り組み、「選択と集中」を旨とする施策・事業の徹底的な見直しで、プライマリーバランスの黒字化を達成しなければならない。地域主権の実現に向けて、県内市町村支援や自治体間連携の推進にとどまらず、国から地方への税財源と事務事業の委譲を追求し、さらに歩を進めて「地方政府」としての実体を備えることを目指すべきである。

本要望書の取りまとめにあたっては、県内各市町村、各種団体からの要望・意見を聞き取り、盛り込み、参考にさせていただいた。ここに関係各位のご協力に対し心より感謝の意を表する。

平成19年10月吉日

民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団

団 長 手塚 悌次郎  
政務調査会長 倉田 ひとし

# 重点要望

## 1．基地問題への対応

昨年5月の在日米軍再編の最終報告では、負担軽減の方向が示されたものがある一方、負担増といえる内容も示されたが、基地機能の強化と恒久化についての地元の懸念も、依然として払拭されていない。本年5月には、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法も成立したところであるが、2008年夏の通常型空母から原子力空母への交替も含め、関係自治体の長年にわたる負担に見合う軽減策の実施が不可欠な状況にある。

よって県は、引き続き、基地の整理・縮小・返還の促進の姿勢を堅持しつつ、財政的支援策を含む地域振興策の充実や基地跡地の譲与など、できる限りの負担軽減策が実施されるよう、関係自治体と連携して国に働きかけを行うこと。

また、米軍施設の問題は市域を跨る課題が多いことから、県は広域自治体としての責務である市町村間の連絡・調整を十分に機能させるとともに、国との交渉に積極的に臨むこと。

さらに、環境法令の適用など環境問題への対応や、地元の意向が反映される仕組みを構築するなど、日米地位協定の適切な見直しが図られるよう、強く国に働きかけること。

## 2．水源環境保全・再生施策の取組み

県では、将来にわたり、良質な水を安定的かつ継続的に確保するため、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」及び「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、平成19年度から、個人県民税の超過課税が開始される一方、実行5か年計画に掲げられた12の特別事業が開始されたところである。

そこで、まず、この計画の着実な推進のためには、市町村との緊密な連携による取組みが不可欠であることから、市町村事業の計画的かつ効果的な推進については十分な調整を図り積極的に支援すること。

また、水源環境保全・再生の取組みは、県民の新たな負担により進めるものである以上、県民から意見を伺い、事業に反映させていくことが必要であることから、こうした機能を十分に果たす新たな県民参加の仕組みを構築するとともに、施策の必要性や実施状況などについて県民の理解が増進されるよう努めること。

さらに、主要な水源である相模湖、津久井湖の集水域は、山梨県側に大きく広がっていることから、山梨県との共同調査によって実態を十分把握するとともに、具体的な方策について、山梨県との協議を着実に進めること。

## 3．地球温暖化対策の推進

「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」の二酸化炭素の排出量削減などの目標を達成するために、地域から実効性のある対策などを定め、地球温暖化防止に関する普及啓発や環境教育を促進させる「神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮

称)」の制定に努めること。

そして、2007年のハイリゲンダム・サミットの宣言を受け、2008年に行われる洞爺湖サミットを見据えた中で、「持続可能な社会の実現」を目指し、県民・NPO・企業・行政などが環境に配慮した自主的な取り組みである「マイアジェンダ制度」の普及に県民総ぐるみで取り組むこと。

また、二酸化炭素の排出削減対策として、県有施設へのE S C O事業導入や屋上緑化などを促進させ、費用対効果などを検証しつつ、そのノウハウや効果などについては、民間施設などへの導入も促進させるために情報提供を行うなどの支援方策を充実させること。

#### 4．産科・小児医療体制の充実

昨年の診療報酬改定に伴い、多くの一般病院で看護師の不足問題が生じ、更に勤務形態の不規則さや責任の重さから産科医・助産師不足に陥り、閉院に至るなど、状況が深刻さを増している。

現況の少子化対策を推進するうえでも、安心して子供を産み育てるための医療・医療機関の再整備・充実が急務である。そのため産科・小児科・救急医療にかかる医療体制の維持・充実に国とともに早急に取り組むこと。同時に、産科医師を確保し、現在職務についていない助産師・看護師等の再就職を支援し、地域助産師との連携強化に努めること。

#### 5．観光立県を目指す推進体制の整備

観光産業は、旅行業、宿泊業、運輸業、飲食業、アミューズメント産業など、裾野の広い21世紀のリーディング産業であり、その経済波及効果や雇用効果は本県産業の活性化に計り知れない効果をもたらすと考えられる。また、本年1月から観光立国基本法が施行され、さらに来年度からは観光庁が新設される動きもあり、国際競争力のある観光地の育成に国を挙げて取り組んでいるところである。本県は国際観光県「かながわ」の実現を標榜しているが、その推進体制は近県の観光専門の独立した組織を持っている例と異なり十分とは言えない。迫る羽田の国際空港化、神奈川口の実現に遅れることなく観光振興を強力に進めるための組織を早急に整備すること。

#### 6．地域カウンセラーの新設など教育相談体制の強化

スクールカウンセラーを全小学校へ配置するなど、引き続き充実すること。さらには、友達に知られたくない、親にも相談できない、自分の悩みの場所である学校内では相談することができない状況にある子供や、子供の教育等に悩みをかかえる保護者が、学校外で安心して相談できるよう、専門知識を有する相談員が地域に常駐する「地域カウンセラー制度」(仮称)を新設すること。

# 行財政

本県を取り巻く社会環境は、少子化や高齢化の進行、人口減少社会の到来など大きく変化し、取り組むべき課題が山積する中、神奈川の明るい確かな未来を築くため、概ね20年後を展望した「神奈川力構想・基本構想」と平成19年度から4年間における県の取り組みを示した「神奈川力構想・実施計画」が策定されたが、その着実な推進は、今後の県政運営における最重要課題である。

こうした取り組みを進めるためには、基盤となる財政の健全化と簡素で効率的な行政システムの構築が不可欠であり、平成20年度においては、「選択と集中」による施策事業の更なる見直しと徹底した行政システム改革に引き続き取り組む必要がある。

また、本県の将来を考えるにあたっては、地方分権を推進し、真の「分権型社会」の実現が前提となるが、国から地方への権限移譲や地方税財源の拡充など、第2期地方分権改革が実効性あるものとなるよう、地方から国を改革する気概を持って取り組むことが重要である。

以上の観点を踏まえつつ、以下の項目について要望する。

## 1. 神奈川力構想・実施計画の着実な推進

神奈川力構想・実施計画の戦略プロジェクトに掲げた目標の達成に向けて、位置づけた事業を着実に実施すること。また、目標の達成状況や事業の進捗状況を評価し、政策運営の改善や新たな課題への対応を図るなど、計画の適切な進行管理を行うこと。

## 2. 地方分権の実現に向けた地方税財政制度改革の取り組み

平成19年4月から地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するための「地方分権推進法」が施行され、国は、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、これに応じた国庫補助負担金、地方交付税及び国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置のあり方について検討を行うことになっている。

現在、国に設置された「地方分権改革推進委員会」で審議が進められているところだが、地方税財政制度改革にあたっては、国から地方への大幅な税源移譲を基本として、地方公共団体の自主性と自立性が高まる改革となるよう、県内市町村や他の都道府県等と協調し、強く国に働きかけていくこと。

また、基幹税の一層の税源移譲を実現できるよう、引き続き取り組みを進めること。

## 3. 電子自治体のさらなる充実

行政プロセスの簡素・効率化を進めるとともに、県民の利便性や県民ニーズに対応した行政サービスの向上を図るためには、情報技術を活用することが重要である。

このため、平成17年度に稼動した県と市町村の共同運営方式による電子申請・届出システムや電子申告等の行政サービスの更なる充実をはじめとした、電子自治体への取組みを積極的に推進すること。

#### 4. 地域経済に資するPFIの導入

PFIの導入にあたっては、地域経済の活性化を図る観点から、PFI事業者に県産材の使用や県内企業の活用と育成を義務づけるなどの工夫を図るとともに、その導入については、必要性和有効性を充分吟味すること。

#### 5. 地方分権に向けた取組み

都県の区域を超える広域行政課題の解決のため、八都県市など近隣自治体との連携をより一層強化するとともに、地方分権改革推進法の施行や、市町村合併の進展、道州制論議の活発化などの環境の変化を踏まえて、真の地方分権改革に向けた取組みを進めること。

#### 6. 行政システム改革の推進

引き続き厳しい財政状況のもと、限られた財源と人的資源により、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応していくためには、今後、ますます行政の簡素化・効率化に向けて行政システム改革の取組みを進めていく必要がある。

今後の行政システム改革の推進にあたっては、19年7月に策定した「行政システム改革基本方針」に掲げた具体的な数値目標の達成をはじめ、方針に位置づけた取組項目の着実な推進を図ること。

特に、企業、NPOなど、多様な公的サービスの担い手と協働・連携し、多様化・高度化する県民ニーズによりきめ細かく対応していくとともに、知識やノウハウを有する民間が公的サービスを提供することで、サービス水準の向上やコストの節減を図ることができると考えられる場合には、民間活力の活用を可能な限り進めること。

#### 7. 地方債の繰上償還、借り換え

政府資金や公営企業金融公庫資金に係る高利の地方債に関しては、補償金を支払うことによって繰上償還が認められており、平成17年度からは補償金も含めて借換債の対象とすることが認められたが、補償金自体が本県財政の負担になるなど、必ずしも公債費負担の軽減に有効とは言えない。

また、17年度から公営企業借換債（公営企業金融公庫資金）の拡大が図られて一定利率以上の公営企業債について、低利債への借り換えが認められ、18年度には利率要件の緩和等が図られたところだが、なお対象は限定的なものとなっている。

さらに、平成19年度の地方財政対策において、21年度までの3年間、一定利率以上の公的資金の補償金なし繰上償還が新たに措置されるとともに、併せて民間資金への借り換えが措置された。しかしながら、この制度については、

財政健全化の取組みが遅れている団体ほど要件が緩和され、過去の行革努力に対する配慮については明らかにされていないことなどから、現状では同制度の活用は、本県にとってはなお限定的なものになると見込まれる。

したがって、高金利で借り入れた公的資金に係る地方債の繰上償還及び借換措置の運用においては、これまでの行革努力等も配慮するなど公平な運用が図られるとともに、こうした公債費負担の軽減措置の充実について、今後も継続的に講じられるよう、国に働きかけること。

## 8. 科学技術政策の推進

本県は、独自の産業政策とともに、全国に先駆け科学技術政策に取り組んできたこともあり、研究機関・人材等が豊富に集積している。また、新たな分野に果敢に取り組む企業が多く、知的財産による新しい技術・付加価値についてのニーズも極めて大きいと考えられる。一方で、社会ニーズの多様化・複雑化や少子化・高齢化という状況変化も見られる。については、人材等の集積を有効に活用し、新産業の創出等による経済活動の一層の発展、豊かな県民生活の実現につながるよう科学技術の振興に一層努めること。

## 9. 県有地の利活用

県有地の利活用については、今後生じる県立高校や高等職業技術校の跡地なども合わせ、公的利用を第一義とし、地域の理解が十分得られるよう、土地取得時の経過や地域の意向などに配慮して推し進めること。

また、大規模県有地の利活用にあたっては、県民の利便性の向上に充分配慮するとともに、財政支出の軽減等に努めること。

## 10. 県有地売却の迅速化の対応

県有地の売却にあたっては、一般競争入札や公募抽選等の方法に加え、迅速化を目的として、業界へ媒介するなど業界の情報力と販売力を活用すること。

## 11. 自治基本条例の制定に向けた取組み

「地域主権実現のための基本方針」に位置付けられている自治基本条例の制定にあたっては、県民参加の機会を設け、県民意見を十分に踏まえた神奈川らしい自治基本条例の制定に努めること。

## 12. 土地利用施策の見直しについて

地域の振興・活性化に向けた新しいまちづくり事業を推進させるために、市街化調整区域や農業振興地域などの法規制がかかっており、都市的な土地利用を図る上で障害となっている地域もあることから、これらの地域指定にあたっては、市町村の意向を十分踏まえるとともに市町村主体のまちづくりが可能となるよう土地利用施策の見直しを図ること。

# 防災警察

昭和期後期から右肩上がりに増えた刑法犯認知件数は、平成14年、190,173件をピークに減少し始め、平成18年、122,703件となった。警察の増員、県民の防犯意識の高まりは刑法犯認知件数減少に繋がったと考えられる。一方青少年に関わる犯罪に加え、ITを使用した様々な犯罪が横行する中、今後警察としても新しい対応が求められている。

また、地震、それに伴う津波などの大規模災害に対しても平素からあらゆる場面を想定し備えていかねばならない。

以上の観点を踏まえつつ、以下について要望する。

## 1. 子どもの安全確保への取組み

平成18年「神奈川県警察子ども安全対策室」が設置され、子どもの見守り活動の活性化、子どもに対する自主防犯意識の向上のための教育、子どもに対する犯罪などの積極的情報収集と発信、及び犯罪者を寄せ付けない地域社会の形成などの活動を中心として今年2月からはさらに体制を強化して様々な対策を推進しているが、さらなる子どもの安全確保に全力を尽くすこと。

## 2. 警察業務のアウトソーシング

逼迫する財政状況も踏まえ、かつ限られた人員でより効率的な犯罪抑止及び検挙活動を展開するため、可能な業務の外部委託や業務の電子化を進めること。

## 3. 警察官の育成と施設・環境の整備について

警察官の採用数増大に対応して、強い使命感を持つ新任警察官の早期育成を図り、捜査技術の修得に効果的な教育訓練の体制の確立と環境整備を推進するとともに、警察署、交番、機動隊、独身寮や一般公舎といった施設、さらには装備の充実を計画的に進捗させること。

## 4. スーパー防犯灯の設置

神奈川県においては、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、県内の犯罪情勢等を勘案して、犯罪防止のハード面対策の一環としてスーパー防犯灯の設置を推進してきた。性能、コスト面を勘案し、さらにその実績を検証し、これに替わるものも含めて今後の設置をより効果的に推進すること。

## 5. 地域防犯活動の推進

犯罪発生率の抑制に地域防犯活動の充実は不可欠である。自主防犯活動団体は、現在1,932団体あるが、さらに自主防犯の活動団体を拡大し、活動拠点と

なるいわゆる民間交番など市民の継続的活動に資する支援施策を推進すること。

#### 6. インターネット犯罪への対応

出会い系サイトに関わる犯罪、ネット掲示板などにおける殺人予告、爆破予告などインターネット上での犯罪が発生している。インターネットプロバイダなどとの連携を深め、犯罪予防と検挙に全力を尽くすこと。

#### 7. 福祉車両等に係る駐車許可の対応について

公安委員会細則の見直しにより、駐車禁止の適用除外については、緊急自動車を含めた、公共性、緊急性の高いものへ限定することになった。一方、社会情勢は、高齢社会の到来に向けて訪問介護サービス等に対する県民ニーズが高まってきているので、福祉車両等へも駐車許可については、実情に応じてより柔軟に対応すること。また駐車許可の申請手続きが煩雑である現状についても、見直しをすること。

#### 8. テロ対策

テロが発生した際の県民の対処方法について十分啓発活動を行うこと。またテロ発生時の応急活動にも活用できる防災資機材の整備、訓練などを通じて各市町村や関係機関との連携を強化すること。

#### 9. 大規模災害に対応する空の機動力の確保

ヘリコプターの5機体制を堅持するとともに、耐用年数が過ぎた「さがみ」の更新と24時間体制を早急に実現すること。

#### 10. 原子力災害対策の強化

米軍の原子力艦入港に際しては、県として非核三原則を基本方針としているが、来年夏に米軍の原子力艦が横須賀市へ寄港し、いわゆる母港化が懸念される。県と米軍との間で「災害時の在日米軍との相互応援マニュアル」が作成されている。又県と横須賀市についてはそれぞれの防災計画の中で、役割分担がなされている。訓練などを通じ、米軍、横須賀市、周辺自治体との更なる連携強化を図ること。

#### 11. オフサイトセンターのあり方

原子力艦が災害を起こした場合、現在の横須賀市のオフサイトセンターの場所は、発災場所に近すぎる。核燃料加工業者の災害だけでなく、原子力艦の災害に対しても対応できるオフサイトセンターの設置場所を検討すること。

#### 12. 消防救急デジタル無線の広域化・共同化に伴う財政支援

消防救急無線デジタル化の整備には巨額な整備費用を要し、市町村財政を圧

迫ることが危惧されている。県における新たな財政支援を創設すること。

13. 災害時の民間協力について

海岸線が長い本県としては、災害が発生した際、海上からの支援は重要である。プレジャーボート協会を含め、民間団体の支援を募り、訓練などを実施すること。

14. スクランブル交差点増設について

都市部における交通渋滞緩和、歩行者の安全性を高めるため、スクランブル交差点の積極的な設置に取り組むこと。

# 県民生活

県民ニーズは、わが国を取り巻く経済社会環境の変化やライフスタイルの多様化、さらに法改正等に伴う社会条件の変化によって大きく変貌し、県行政の新たな対応が求められている。

県財政は依然として厳しい状況ではあるが、県民のニーズをしっかりと受け止めるとともに、県民生活の向上を図り、安心して生活ができるような行政サービスを提供することが望まれる。

以上の観点を踏まえつつ、以下の項目について要望する。

## 1. 多重債務者対策の推進

平成19年4月、政府の多重債務問題改善プログラムが発表され、債務整理や生活再建のための相談（カウンセリング）や新たな多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化を、国、自治体及び関係団体が一体となって実行することとしている。

本県も7月、「神奈川県多重債務者対策協議会」を発足させ、相談窓口の整備・強化等を図ることとしているが、多重債務者救済に向けて、弁護士・司法書士・関係団体のネットワークの強化を図り、多重債務者問題に積極的に取り組んでいるマンパワーを十分活用することにより、相談サービスの質の向上に努めるなど、多重債務者対策を推進すること。

## 2. 消費者保護対策

情報社会が進展していく中で、消費者の消費形態も様々に変化している。ネット販売等による商品の購入が激増している一方で、商品購入をめぐるトラブルも増加傾向にある。また、架空請求・不当請求や高齢者世帯を狙った強引な訪問販売など、悪徳業者の手口も巧妙になり、問題は多岐に渡っている。

県は引き続き市町村への財政的支援や、消費生活相談員の養成などの人的支援を図るとともに、警察をはじめ県内の各機関との連携を一層強化していくこと。

## 3. DV対策

配偶者からの暴力については、重大な犯罪であるにもかかわらず、被害者の数は減少しておらず、また、その救済は必ずしも充分ではない。「改正配偶者暴力防止法」の趣旨を踏まえ、県が策定した「かながわDV被害者支援プラン」を推進し、市町村や各福祉事務所等の関係機関、NPO等の市民活動団体との連携を強化すること。

また、被害者やその子どもの救済を最優先課題と捉え、シェルターの拡充や迅速かつ適切な相談体制及び被害者の自立に向けた支援体制の確立等に取り組

むとともに、加害者の教育等にも配慮した対策を強化すること。

#### 4. 健全なNPO活動の推進

「かながわボランティア活動推進基金21」に基づく県とNPOとの協働事業は、基金からの負担金の交付が最長5年間とされていることから、平成19年度で基金からの交付が終了する事業もある。

また、近年NPO法人の増加に伴い、問題ある法人も散見される。

県は、これまで取組んできた経過や成果をよく検証し、健全なNPOの育成に努めるとともにより円滑かつ効果的にNPOとの協働ができる体制づくりに努めること。

#### 5. 青少年対策

「かながわ青少年育成指針」を基本として、多様な青少年問題の解決に向けて努力するとともに、学校・家庭・地域社会の連携強化によって、青少年の健全育成を促す施策を拡充すること。

また、ひきこもり対策や、子どもたちの健全な育成を阻害するような「メディア」への対応も、部局横断的体制のもと、今後も積極的に取組んでいくこと。

#### 6. 私学助成の拡充

景気回復の効果が依然として社会全体に行き渡らない中で、私学に通っている児童生徒やその保護者の経済的問題は、引き続き厳しい状況にある。教育機関の多くを私学に依存しているわが県の特質を考えたとき、私学への助成の必要性はさらに高まっているものと考ええる。

教育の機会の均等を下支えするために、私学助成については引き続き支援に努めること。また、財政支出に関する透明性を確保すること。

#### 7. かながわコミュニティカレッジの推進

平成21年度以降のかながわコミュニティカレッジの本格開設に向けて、現在講座を試行中であるが、受講した県民が積極的にそれぞれの活動に取組める環境づくりに力を注ぐこと。

特に、都道府県では全国初の試みとあって、本事業の趣旨がまだ県民に理解されていない現実を踏まえ、更なる広報・宣伝などの情報発信に努めること。

#### 8. 文化芸術活動の振興

県立新ホールの整備にあたっては、芸術・文化を創造・発信していく拠点として、質の高いミュージカル、中規模オペラ、演劇などの舞台芸術作品はもとより、日本の古典芸能をはじめとする伝統文化の継承にも十分配慮するとともに、県民の意向を反映した企画・運営等についても検討していくこと。

#### 9. 外国籍県民への支援

生活上問題を抱えている外国籍県民に対し、NPOやボランティア団体等と連携し、よりきめ細かい行政サービスの提供に努めること。

また、留学生が本県で学びやすい環境づくりに引き続き積極的な取組みを図ること。

#### 10. かながわ女性センターの機能強化と就業・起業支援の充実

かながわ女性センターの将来像について早期に内容を明確化させるとともに、女性への総合的な支援機能を強化すること。特に、就業・起業の相談体制は、NPOや行政書士との協働で、よりきめ細かい個別支援を行うなど、一層充実させること。

#### 11. 私立幼稚園の経常費補助金等の見直し

私立幼稚園運営の根幹である経常費補助金は、「私立学校経常費補助金交付要綱」にあるように教育条件の維持向上、就学上の経済的負担の軽減を図ることに主眼を置いている。その実現のため、補助金算定に関わる補助対象経費と規定を見直し、標準的運営費方式による経常費補助金の更なる充実を図ること。

また、「預かり保育」実施園が年々増えている現状からも、預かり保育料の保護者負担の軽減の観点からも、更なる補助金の充実を図ること。

#### 12. 障害者教育費補助金の増額

幼稚園の統合保育の目的は、障害のある幼児と健常児がお互いに育ち合う中で人としての「生きる力」を育むことである。多くの障害幼児を受け入れられるように補助金の増額及び制度改革を推進すること。また、そのためにも学校法人立以外の幼稚園にも学校法人立幼稚園と同額の補助金の対象とすること。

#### 13. 認定こども園の設置促進

「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が平成18年10月より施行された。本県においても、4つの施設が認定を受けて活動しているが、今後、認定園増のため、積極的な取組みをすること。

#### 14. パスポートセンター出張所の新設について

現在パスポートセンターは、本県では横浜のほか、川崎・県央(厚木)に支所、小田原に出張所が設置されている。新たに横須賀・三浦地域及び相模原市内にパスポートセンター出張所の設置を検討すること。

#### 15. 神奈川県企業庁クリーンエネルギー導入等助成事業の実施時期の延長について

平成16年度より発電所等が所在する市町村への助成として開始されたこの事業は、クリーンエネルギー導入事業として、太陽光発電と風力発電を利用した街灯(ハイブリッド街灯)の整備やクリーンエネルギー自動車の導入等に活用されており、教育・研究活動事業としても、小中学校の環境教育に係わる

備品等の購入や下水道施設見学に伴うバス借上げ等に活用しているなど、比較的財政基盤の弱い水源地域の整備に貢献している。今後も同助成事業を活用した整備と環境教育を実施するため、平成21年度までの実施期間を延長すること。

#### 16. 企業庁の経営改善と水道管の老朽化対策

企業庁においては、昨年より水道料金の改定を実施したことを十分に考慮し、各事業をより一層精査し、更なる経営改善に努めるとともに、現在実施されている「県営水道事業経営計画」の趣旨を踏まえ、老朽化した水道管や鉛管を更新し、漏水対策を進め、地震等の災害に備えること。

また、地域振興施設等整備事業を有効活用することによって、企業庁として取組む県民サービスの拡充に一層努めること。

# 環境農政

本県では「環境立県かながわ」の実現を目指し、2005年に「環境基本計画」を策定し、県民・市町村・NPO・企業などとの協働により、持続可能な環境共生型の社会への実現に向けて取組みをスタートさせた。

そして、神奈川らしい環境保全や農林水産業などの発展に関する施策を総合的・計画的に推進させるために、まず全国最先端の条例制定に向け、地球温暖化対策推進条例（仮称）や、遺伝子組み換え農作物の規制に関する条例（仮称）について、パブリックコメントや県民との意見交換などで議論を深めている。

また、本年度より水源地域の森林の荒廃などに歯止めをかけるべく、「かながわ水源環境保全・再生施策」の取組みのため新税が導入されたが、今後はさらに水源環境の保全・再生、さらには育成をめざし、県民協働で水源の森林づくりを進めている。

今後、2010年に本県で初めて開催される「全国植樹祭」に向けて、全国海づくり大会の経験を活かした県民参加型の大会にするべく各市町村や県民との協働を推進していく。

環境問題では、「環境基本計画」の中で、地球温暖化防止対策、自動車公害対策、廃棄物総合対策などに加え、ヒートアイランド現象、アスベスト対策、外来生物対策や有害鳥獣対策などへの総合的な対策を推進している。また、新エネルギーの導入や電気自動車などの環境性能に優れた低公害車の導入促進を進めているところである。

農政問題では、都市型の農林水産業の特性を活かす地産地消を推進するとともに、食の安全・安心の確保や、食育の推進の視点を踏まえ、農林水産物の品質の確保を推進するとともに、担い手の育成や後継者問題の対応が求められているところである。

さらに次代を担う子ども達に向けた環境教育の充実など、多面的かつ総合的な取組みが求められている。

以上の観点を踏まえ、以下の項目について要望する。

## 1. 水源の森林づくりと丹沢大山の保全再生について

本年度よりスタートした水源環境保全・再生、さらに育成への取組みを推進させるために、県民の共有財産である「水資源」を確保するための水源の森林づくり事業を推進すること。これは、県民参加を推進するとともに、水源の涵養、土砂防止などの森林の持つ多様な公益的機能について、県民に理解いただき、協働で事業が推進できるような実施事業と啓発活動に努めること。

また、平成19年度に策定された「丹沢大山自然再生計画」に基づき、深刻化した丹沢大山の保全再生に向け、自然再生対策や有害鳥獣対策、山岳公衆トイレ設置などの効果的な取組みに努めること。

## 2. 新エネルギーの促進について

地球環境に優しいクリーンな新エネルギー導入に総合的に取組むために「かながわ新エネルギービジョン」が策定され、太陽光・太陽熱・風力・小水力・バイオマスなどの自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクルエネルギー、燃料電池などの新利用形態エネルギーをさらに活用し、県有施設などにおいても積極的な導入に努めること。

そして、NPOと連携・協働する新アドバイザー事業などを活用して、団体・企業・学校などでの新エネルギー導入の促進に努めること。

また、家庭用太陽光発電設備の導入を促進させるために、電力事業者への売電やグリーン証書化などの推進に努めること。さらに、民間施設において新エネルギー導入を促進させるために、優遇措置などを検討すること。

## 3. 県産木材の活用について

県産木材の需要拡大のためには、「県産木材供給拠点の整備に関する基本方針」に基づき、一貫し安定した供給拠点を整備することが必要である。昨年度、民間から企画提案された供給拠点の整備・運営について再考し、それぞれの特徴を活かした事業に努め、生産から流通、消費まで県産木材の総合的な対策を推進させること。

また、県産木材の理解を推進するためにも、県民に木のぬくもりなどを知っていただくことが必要であることから、かながわ木づかい運動を促進させ、家づくりばかりでなく家具や小物などの生活全般に広げていく必要がある。今後は木材を生産・製造する関係者だけでなく、木で物づくりをしている職人やアーティストなどの協力をいただき、県民に対する周知活動などを推進すること。

さらに、建築物などへの県産木材利用に対しては、利子補給などの支援を図ること。

## 4. 自動車交通公害対策について

自動車交通公害対策として、条例の排出基準に適合しないディーゼル自動車の使用者に対して改善指導を行うとともに、総量削減計画に基づく排出ガス低減装置への支援を図ること。

また、次世代クリーン自動車に代表される電気自動車などの低公害車は、環境性能に優れていることから、電気自動車導入・インフラ可能性調査など、普及啓発の促進に努めること。

さらに、エコドライブなどの環境に配慮した「グリーン配送」を県が推進し、運送事業者などへの普及を図ること。

## 5. 環境教育の推進について

総合的な環境教育の推進を図るために、こどもエコクラブ活動の支援や環境インターンシップの推進に取り組むとともに、アジェンダ21かながわ環境情報相談コーナーを県民に周知し、環境教育・実践活動のため情報提供・相談体制

の充実に努めること。

## 6. 有害鳥獣対策とヤマビル対策などについて

野生鳥獣による被害は一向に後を絶たないのが現状であり、市町村などとの連携によって、被害防止対策や捕獲体制についての対応に努めること。また、補償制度の創設を含む取組みが必要であることから、本県においても主体的な取組みに努めること。

ヤマビル対策は、市町村が取組んできた駆除対策事業と連携し、県試験研究施設や大学などの共同研究を促進させて、早期に科学的な見地からの対応に努めること。松くい虫対策については、薬剤散布を行ってきたが、環境への悪影響が懸念されることから、環境に配慮した樹幹注入への補助制度の充実に努めること。

## 7. 廃棄物処理の総合的な対策

廃棄物県内処理100%の実現に向けて、排出量の数値的目標を定め、県民、事業者、市町村と連携を図り廃棄物の発生抑制、適正処理、資源化といった循環型社会の実現に向けての取組みを強めて、再生利用や更なる廃棄物の抑制に向けた技術開発を促進すること。

これらを推進する為にも、デポジット制度の全国規模の創設を国に働きかけること。

とくに現在のビール瓶等だけでなく、その他の容器包装廃棄物にも対象を拡大し、全国一斉に実施するよう求めること。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するために、公共関与による処理場として建設し稼働している「かながわ環境整備センター」について、埋め立て期間が短い事からも早急に減量化を進めるとともに、埋め立ての多くを占める焼却灰の資源化に関しても、安全性の確保をまず第一に考え、新たな廃棄物の発生や有害物の拡散につながらないように、しっかりと対策を講じること。

## 8. 不法投棄対策

不法投棄対策は、県民、事業者、市町村、更に県警とも連携協力しながら未然防止対策や監視体制を強化し、とくに地域における不法投棄対策の普及啓発活動を積極的に推進し、パトロールを強化し、監視カメラを増設すること。

本年4月に施行された『神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例』の周知と近県との連携を強固なものにすること。

また、『在宅医療廃棄物』の適正処理については、かかりつけの薬局での回収の一層の取組みを推進出来るように国に働きかけると共に関係団体に協力を働きかけること。

## 9. 生活廃水処理施設の整備

生活廃水処理施設の整備を進める市町村と更なる連携を図り、公共下水道、

合併処理浄化槽、農業集落排水施設の整備を早急に実施すること。

『かながわ水源環境保全・再生実行5ヵ年計画』の着実な推進に努めること。

#### 10. 里山の保全

本県における里山の荒廃、減少は著しく、「かながわ里山づくり構想」に基づき市町村や地権者と連携して、保全・再生に向けた取組みを実施することが急務である。

また、里山保全のための地域制緑地の指定、「かながわトラストみどり基金」の十分な活用とともに、生産緑地地区、緑地保全區などに対する財政支援の拡充について国に働きかけること。

#### 11. 地産地消の推進に対する取組み

安全な県内産品の安定供給のための基盤整備を推進し、『かながわブランド』の普及・PRの促進をするとともに生産者団体との連携を強化し、大型直販施設の設置等の流通販売体制作りにもさらに取組むこと。

#### 12. 農業者受託者の育成・補償と農地の有効活用について

安定した農業経営基盤の確立を図るには、関係機関と連携し、農業従事者の確保や担い手の育成といった人的課題の克服が重要である。高齢者や女性農業従事者も含めたすべての農業従事者が誇りを持って農業が継続できるように、技術習得などの支援と、安心して農業経営に取り組めるように県独自の「個別所得補償制度」等の対策を講じること。

また、県としても市町村の意向を踏まえ必要な支援の拡充を推進し、さらに荒廃農耕地対策のメイン事業として実施してきた『中高年ホームファーマー制度』の促進と併せて、本格的に農業をされたいという方々のために『かながわ農業サポーター事業』を推進し、より一層の農地の有効活用に取り組むこと。

#### 13. 総合的な漁業関連施策の推進について

「全国豊かな海づくり大会」の基本理念を継承し、実行するために海の環境改善と再生、さらに重要水産資源回復事業の推進や栽培漁業の運営基盤の確立など、将来の漁業振興に発展する取組みに努めること。

また、地場水産物による食育を促進させること。

# 保健・医療・福祉

人生80年時代に入り、保健・医療・福祉は生きていく上でその根本となる、欠かすことの出来ない分野となっている中、少子高齢化の状況は依然として続いている。

国家財政・県財政の逼迫にも伴って、これまで以上に保健・医療・福祉分野への個人負担は増えている。同時に、医療・福祉などの制度改革に対し、さらに一層的確に対応することが求められている。

この両極端な状況に対し、いかに適切かつ有効な諸施策を打ち出し、反映させることができるかが問われている。

そのような中、県立病院の経営形態が大きくクローズアップされており、県民のニーズに応えられるようしっかりとした方向付け、対応を求められている。

以上の観点から、来年度の予算編成に向けて、以下の項目を要望する。

## 1. がん対策の充実・強化

県では「がんへの挑戦・10ヵ年戦略」を策定し、総合的ながん対策に取り組んでいる。現在、禁煙はがん予防の最大の要素とされており、本年6月補正予算の中で健康影響についての正しい知識の普及や禁煙支援についての取組みが示された。喫煙習慣が無くとも影響を受ける「受動喫煙」から県民を守るため、公共的施設における禁煙条例の制定に早急に取り組むこと。

また、県立がんセンターのPFIを活用した整備を進め、待機患者解消を図り、増加する外来患者の診療体制の充実に努めること。

さらに、早急に重粒子線治療装置や最新医療設備の導入、充実強化に努めること。

そして、臨床研究所を中心とした産学公の連携により、真に患者の側に立ち、より患者負担の少ないがん医療体制の構築に努めること。

## 2. 介護保険制度の充実強化

本格的な高齢化社会を迎え、介護保険制度をより円滑に運営し、高齢者保健福祉施策の充実・安定化を図るため、国庫負担は25%(施策等給付費は20%)と固定し、後期高齢者割合が高い、又は低所得者が多い保険者に対する財政支援である調整交付金5%については別枠で行うよう国へ働きかけをすること。

介護事業者の規制強化を踏まえて、適正な運営を確保するためにも不正・不当な介護報酬請求に対しては保険者である市町村との連携強化に努め、一層厳正に対処すること。

## 3. 医療情報提供の推進

患者等が安心して診療を受けられるよう、医療機関を選択できる環境作りを

推進するため、医療機関情報の収集・発信、患者の視点に立った医療制度の実現、合理的な健康保険業務の推進等、県民に対して透明性の確保に努めること。

また、医療事故防止対策の観点からも、医療安全相談センターの充実を図る等、医療事故の未然防止・再発防止に取組み、安全・安心な医療の実施に努めること。

#### 4. 自殺対策の推進

自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題を始め、人生観・価値観、地域社会や職場環境の変化等、様々な社会的要因が関係している。県は自殺防止対策の推進にあたり、「かながわ自殺対策会議」を設置した。更なる協議、多角的な検討を行い、総合的な対策に取組むこと。また、県立精神医療センターにおいて、ストレスケア医療を充実させること。

#### 5. 障害者支援体制の充実

地域活動支援センターへの移行にあたり、障害者地域作業所が担ってきた柔軟性、即応性を失うことの無いよう、法定内事業へ移行する際の法人格取得の課題、法定内サービスの対象外となってしまう「制度のはざま」の方の受け入れなどの対応、さらには移行の条件がすぐには整わない場合の取り扱いなど、障害者地域作業所が制度の変革に対応していけるよう充分配慮し、さらに一層、障害者の立場に立って、真に自立できる制度となるよう、努めること。

#### 6. 重度障害者医療の拡充

重度障害者医療費助成制度に精神障害者を新たな対象に加えるとともに、安定的かつ継続的な運営に取組むこと。

#### 7. 災害時における医療救護対策と要援護者対策の充実

大規模地震等、その発生が予期出来ない災害に備え、医療救護体制については国・県内外自治体との連携を強化し、体制整備に努めること。また、各市町村が要援護者対策に効果的に取組めるよう、要援護者の名簿の有効活用を含めた支援に努めること。

#### 8. 小児医療制度の安定化

小児医療費助成制度について制度改革が進められる中、安心して適切な医療を受けられる体制の確保は当然のことである。現在、各市町村によってその対象年齢はまちまちではあるが、助成制度を就学前を目標に年齢の上限を引き上げ、さらに所得制限を緩和するとともにその安定化に努めること。

#### 9. 子どもの支援体制の充実

親は子どもの成長において非常に大きな影響を与えるものであり、乳幼児や未就学児を持つ親に対して、親子の生活指導を図る場を設けること。また、児

童虐待の未然防止・早期発見に取り組むとともに、児童相談所の相談体制整備や児童養護施設などにおけるケアの充実を更に進め、関係機関との連携強化に努めること。さらに、相談・助言、発達支援、医療機関等の研修、就労などに対する相談支援体制を整備し、発達障害などへの対応を強化すること。

#### 10. 病院事業の運営

県立病院を取り巻く経営環境は、医療制度改革や診療報酬の抑制的な改定などにより厳しさを増している。高度専門医療を行う県立病院の特性を踏まえ、その採算性を考慮しつつ、独立行政法人化などの更なる経営改善を図り、人材の確保・施設の整備・医療機器の導入等、民間では対応が困難な医療サービスを行う、県立病院としての役割をしっかりと果たせるよう取り組むこと。

#### 11. 県立こども医療センターにおける周産期医療の充実

周産期医療の進歩に伴い、これまで困難であった超低出生体重児や重症新生児の救命が可能となり、新生児集中治療室の需要が高まっている。周産期医療システムの基幹病院であるこども医療センターに新生児集中治療室を増床するなど、周産期医療の充実を図ること。

# 商工労働

県内産業全体の活力の向上のためには、海外との経済交流や高度先端産業の一層の集積、国内外からの観光客誘致による観光振興、新たなビジネスの創造、中小企業の活性化が必要であり、県としては、実績の検証を図りながら、時代の変化、ニーズに即した柔軟な施策展開を実施することが不可欠である。

また、雇用は生活の礎であり、依然として厳しい雇用情勢の中におかれている障害者、若年者、高齢者への雇用対策は喫緊の課題である。

以上の観点を踏まえて、以下の項目について要望する。

## 1. 起業支援とその評価について

本県経済の持続的な発展のためには、常に新しい産業や企業の創出が不可欠であり、特にベンチャー企業が育っていくための環境づくり、支援プログラムは極めて重要な県の施策である。しかし、首都圏経済の中の神奈川という地理的な要因もあり、ハード・ソフト両面による創業支援などを受けた企業が、どれほど県内に定着し、県内経済に貢献しているかが分析できていない状況にある。今後の効果的な施策展開を構築していく上で、支援企業への追跡調査などの課題把握に努めること。また、支援企業に対して県と連携したCSRへの理解促進を促すこと。

また、地域内の企業と連携しながら、対象の地域特性にあったクラスター形成にどのような支援が必要なのかを産官学連携して企画立案していく場を設けること。

## 2. 海外駐在員派遣事業

現在、海外4箇所において（シンガポール、英国・ロンドン、中国・大連、米国・メリーランド）において駐在員事務所を設置し、外国企業の本県誘致にあたり数値目標を達成していることを評価する。しかしながら、海外での企業誘致が駐在員個人による人的ネットワークによるものが多く、現在の駐在事務所には各1名という配置は県の施策としての継続性、安定性において脆弱であり改善すべきである。現地の民間人、団体等とのパートナーシップなど駐在事務所の体制整備を行うこと。また、経済発展の著しい国との本県経済との将来的な展望を考慮して駐在事務所の新設も視野に入れること。

## 3. インベスト神奈川について

第二ステージの特徴である中小企業の投資の重点支援を実現するため、県内市町村と連携し制度の周知、用地の確保に努め、中小企業の活用を一層促進すること。

また、インベスト神奈川による誘致企業に対して、障害者雇用、子ども・子育て支援、環境に配慮した事業活動に加えて、職業技術校やかながわ若者就職

支援センターと連携し、若年者雇用に対する理解と協力を求めること。

#### 4. 制度融資について

中小企業制度融資は、制度の充実・改善が進められ、利用実績は過去最高となっているが、実績の多い融資メニューについては利用機会の拡充を図ること。

一方で、県信用保証協会に対する融資の代位弁済の補助額も増大していることから、中長期的な財政負担や融資企業に対する効果等を総合的に検証しながら、時代の変化に迅速に対応できる柔軟な制度設計に努めること。

#### 5. 安定的な雇用に向けての支援

雇用形態が多様化しているが、不安定なパートタイム労働などの一時雇用から、より安定的な正規雇用に結び付けていくことは個人の経済、社会保障の安定のみならず、地方政府の様々な施策にも関係することから、一層の積極的な支援が求められる。

現在、高等職業技術校で実施中のスキルアップセミナーに留まらず、時間的、経済的に厳しい状況にある一時雇用者のための受け皿となり、スキルアップや新たな技能の取得、正規雇用へつなげられるプログラムの創出や時間帯の設定を行うこと。

#### 6. 障害者雇用について

これまでも「神奈川力構想・プロジェクト51」や「かながわ障害者計画」にもとづいて、障害者雇用の推進に向けて、企業等への理解促進、就労支援のための制度普及、相談支援体制などに取組んできている。事業所所在地別の調査では、本県内の障害者雇用率は全国平均の1.52%を上回る、1.60%であるが、依然、法定雇用率の1.8%に及ばない状況にある。

中長期を見据えた「障害者雇用プラン」の策定を求めると同時に、企業への協力、啓発活動に一層努めること。また、中小企業による障害者雇用の促進するため、特例子会社設立要件の緩和についての法改正が進むよう国に強く働きかけること。

さらに、障害者と企業をつなぐコーディネーターである「障害者しごとサポーター」のさらなる拡充と政令市域を含む県内全域に配置を進めること。

#### 7. 若年者雇用について

フリーター・ニートは、社会全体に様々な影響をもたらす国家的な課題である。県は国に対して引き続き抜本的対応策の拡充を求めるとともに、県内各自治体、関係機関と連携して、若年者の雇用環境の改善・充実に一層努めること。

また、改正雇用対策法を踏まえ、若者の応募機会が確保されるよう、県としても事業主に対して指導を徹底すること。

さらに、就学段階から勤労観・職業観を醸成するため、教育界、産業界と連携して、職業教育の一層の充実を図ること。

## 8 . 高年齢者雇用について

県は、団塊世代など高年齢者の多様なニーズに対応するため、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を開設し、利用者から高い評価を受けている。一方、制度の認知度はまだまだ低く、在職者の利用は三割程度にとどまっている。制度の周知徹底を図りながら、利用者のニーズを把握し、支援メニューの充実、開設時間の延長など柔軟に対応し、利用促進に努めること。

また、改正高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度が確保されるよう、引き続き関係機関と連携して、指導を図ること。

# 県土整備

県土の均衡ある発展を図り、県民が安心して安全に暮らせる魅力ある神奈川を形成するため、限られた財源の中、より一層の「選択と集中」により、さがみ縦貫道路などの自動車専用道路網の整備を促進するとともに、著しい都市化のため早急に対策が必要な河川・急傾斜地の重点的な整備など、都市基盤整備に積極的に取り組まなければならない。

また、新たな入札制度「かながわ方式」や指定管理者制度などのソフト面での施策を充実させながら、自然環境や生活環境に配慮した公共事業を推進する必要があると考える。

以上の観点を踏まえつつ、以下の項目について要望する。

## 1．神奈川口構想の推進

羽田空港の再拡張および国際化に伴い、物流や人的交流の活発化、ビジネスエリアの形成など、新たな産業の交流拠点が構築され、京浜臨海部並びに本県経済の活性化が期待される場所である。

こうした流れを確実に神奈川側に誘導してこるため、羽田空港への連絡路の事業着手を平成21年度に確実に履行できるよう、土地利用計画、概略ルート・構造（案）等の調整を国、東京都などと積極的に進めること。

## 2．ツインシティー整備促進

県央・湘南都市圏における交流連携の拠点として、また環境と共生する都市圏の形成に向け、その核となるツインシティーの整備は重要であることから、県は地元市町とともに、ツインシティー整備を図ること。

## 3．東部方面線整備の促進

東部方面線は県央地域から首都圏への交通アクセスを飛躍的に向上させ、速達性の向上、混雑の緩和等に大きく貢献することが期待される。県は、県民への情報提供と安全対策を徹底させて整備促進を図ること。

## 4．道路網の整備

大都市や交通集中地域での車両の円滑な流れは、業務の効率化や交通安全の確保並びに環境対策において極めて重要である。とりわけ、以下の項目についての整備促進を強く要望する。

首都圏中央連絡自動車道については、さがみ縦貫道を遅らせることなく、次いで横浜環状道路等を促進させること。他にも第2東名など首都圏の高速道路網の着実な整備について国に強く働きかけること。

酒匂連携軸整備を推進すること。

三浦半島中央道及び縦貫道路の早期整備を推進すること。

津久井広域道路の整備促進に努めること。

国道357号線の横須賀延伸工事の早期事業化を図ること。

#### 5. 県道の渋滞対策と安全対策

県道の渋滞緩和と歩行者の安全を確保するため、交差点改良をはじめ、道路拡幅、右折車線設置等、交通ボトルネックの解消を進めるとともに、歩道の設置・拡幅やバリアフリー対策を推進させること。

あわせて、自転車を交通手段と認識した上で、自転車専用走行レーン確保に努めること。

#### 6. 入札制度

「かながわ方式」を定着させるとともに、過度な安値受注競争に歯止めを掛けるための措置を講ずること。公共工事の品質確保の観点から総合評価方式を積極的に取り入れ、コストと信頼性の両面から適正な競争ができるよう配慮すること。

また規模の大小に限らず、可能な限り分離発注を進めることにより県内業者の参入機会拡大を図ること。

#### 7. 景観と安全に配慮した都市整備

無電線化のための電線共同溝の建設についてはすでに整備が行われているが、遅々として進んでおらず、まだまだ努力を要するところである。本事業は災害の防止、交通安全の確保、情報通信ネットワークの安定的な運用並びに都市景観の向上等に資するものであり、積極的な整備を実施すること。

あわせて、景観法に基づく景観協議会の運営に対する支援の強化と魅力ある地域づくり、景観づくりのため、景観行政への支援を推進すること。

#### 8. バリアフリー新法の遵守について

高齢者や障害者など社会的弱者がより一層積極的に社会参加できる環境を整えるため、不特定多数の者が利用する建築物を建設する関係者に対し、新たに制定されたバリアフリー新法を遵守するよう強く指導すること。

#### 9. 今後の県営住宅のあり方

高齢者支援の取組みとして、「住宅セーフティネット機能の強化」を更に押し進めるとともに、県営住宅が超高齢地帯にならぬよう、調整すること。既に超高齢化している住宅については、積極的な住み替えや、バリアフリー化に努めること。

外国人トラブル等の問題について、県の責任として対処すること。

また、県営住宅の指定管理者については各地域の特性を踏まえ、分割管理の諸課題について整理、検証を加え、民間への指定管理が円滑に進むよう条件の整備を進めること。

## 10. 建築物更年期対策

更年期を迎えた建築物等の解体工事は、今後20年以上に亘り増大する事が見込まれている。安全管理をふまえ、すべての解体工事現場に解体工事施工技士を配置させるなど、全般的な施工管理を行えるよう、措置を講じること。

## 11. 治水対策

「かながわ safety river 50」の整備促進を図っているが、その安全基準の見直しを進め、公表すること。そして、浸水想定区域図の完成を急ぐこと。

あわせて河川の整備は、本来の川らしい川に再生させるよう配慮して、河道の拡幅や川岸の緩傾斜化等を進め、親水性に富み多様な生態系を包含したものとすること。

また、管理者が複数にわたる河川の防災対策については、管理者間の連携や情報収集を徹底すること。さらに、上部利用可能な遊水地の整備計画を進めること。

## 12. 都市公園整備

現状、県民ひとりあたり4.68㎡の都市公園面積を、全国平均9.12㎡・国の目標値10㎡に近づけるため、積極的な整備促進を図ること。

## 13. 下水道の災害対策

災害に強い処理場並びに広域的な下水道を早急に整備すること。

また、運用面においては関係市町村との連携を密にして災害発生時の指導と復旧に向けた取組みを強化すること。

## 14. 海岸の保全

相模湾における海岸侵食は危機的な状況にある。海岸保全のため消波工やヘッドランドの整備と養浜工事、ダムの堆積土砂の利用や置き砂の実施及び検証などの対策を講じているが、自然環境に配慮しつつ、各海岸の状況にあった積極的な取組みを行うこと。

## 15. 三浦半島国営公園の誘致

三浦半島の自然と点在する魅力的な地域資源は国民の財産であり、貴重な自然を保全・活用するためにも、三浦半島国営公園の誘致活動を積極的に推進すること。

## 16. 邸園文化圏再生構想の推進

相模湾岸地域などに数多く点在する、明治期からの貴重な遺産である邸園を保全・活用し、来訪者と地域住民による多様な交流拠点としての「地域交流館」を整備するなど、「邸園文化圏」の再生を積極的に進めること。

#### 17. 市街地の緑化と「緑の回廊構想」の推進

都市公園や道路・河川等における施設緑地と都市域における緑地を一体的なものとして位置づけ、緑化を推進し緑の拠点形成を積極的に行うこと。

#### 18. 急傾斜地対策

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準未満の崖整備について、基準を緩和するよう国に働きかけること。同時に県単独事業を拡大し、崖整備の促進を図ること。あわせて、緑化に配慮した施工を検討すること。

# 文教

昨年の教育基本法改正など教育環境が大きく変わろうとしている中、神奈川県は相次ぐ教員の不祥事や不登校・いじめ、さらには教育施設の老朽化など課題が山積しており、教育内容と環境の両面でこれまでの取組みの総点検と格段の強化が必要である。

さらに地方分権推進の一環として神奈川県らしい教育を推進することが重要である。

以上の観点を踏まえつつ、以下の項目について要望する。

## 1．人物重視の人材確保

人材確保・育成に当たっては成績だけでなく人間性に着目した教員採用を行うとともに、着任前に一年程度の養成期間を確保するなど教員育成には十分な配慮をする制度の確立を図ること。

## 2．教員本来の職務に専念する体制づくり

過剰な会議や報告の削減と事務の効率化により、児童生徒と接し、研鑽を積む時間を確保して、「教員本来の職務」に専念する体制を築くこと。一人ひとりの子どもについて教員が情報を共有し、いつでも話し合える柔軟な校内連携組織をつくること。

## 3．安全な教育環境の整備

小、中学校の安全環境の確立を図ることにより、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、登下校時を含め、安全対策に要する財政的支援をすること。

## 4．児童・生徒指導の充実強化

児童・生徒指導の充実のため、小・中学校全校に、専任の指導担当教諭、並びに特別支援教育を進めるための専任のコーディネーターの配置を図り、特別支援学級に介助員を派遣すると共に専門教員の加配を実施すること。

## 5．障害児教育における施設・設備の充実

地域別再編整備計画を早期に策定するとともに、分教室も計画的に増設し、養護学校の児童・生徒の過密状態を一刻も早く解消すること。安全な通学手段の確保のためにスクールバスの増車を推進すること。

## 6．障害児教育の充実

発達障害など多様な支援の必要な子どものニーズに対応するため、理学療法士や言語聴覚士など外部専門家との連携のもとにきめ細かな支援を行う体制

をつくとともに、肢体不自由児校における医療的ケアの一層の充実を図ること。

就労に向けた高等部の教育を充実させ、企業と学校が相互に訪問しあうなどの取組みを一層強化するとともに、就労後の状況を個別に把握し在校生との交流を推進すること。

#### 7. 情緒障害児学級担当教員の加配

特別支援教育が進んでいる現在、地域の学校に通わせたいという家庭の希望が増大しており、重度の障害をもつ児童・生徒が特別支援学級に在籍する傾向がある。

情緒障害学級は、知的障害学級よりも重度で、自傷・他傷行為など目を離すことができない児童・生徒が在籍していることが多く、一人にかかりきりにならないを得ない状況が頻繁におこるなど、児童生徒個々に対する安全注意が不十分となる状況も危惧される。また、同時に教育内容が希薄化するおそれもある。

このような中で、何よりも児童・生徒の安全を確保し、教育内容を充実させるには、情緒障害児5名に担当教員2名の配置から、情緒障害児4名に担当教員2名の配置に教員加配基準を更に引き下げること。

#### 8. 学校図書室の充実強化

全小・中学校の学校図書室に専任司書教諭を配置すること。専任司書教諭が配置されるまでの間、暫定処置として国及び県が非常勤職員の配置をすること。

#### 9. 県立図書館改革の推進

民の知恵を公のサービスに適切に取り入れ、誰もがもっと利用したくなる県立図書館にすることを明確な目標とし、利用者本位で地域と連携した高水準な顧客サービスを達成すること。そのために毎年の事業目標達成の度合いに応じて資金配分を見直すなど、適切なインセンティブを付与すること。

#### 10. 不登校いじめ対策

不登校やいじめが一向に減少していない現状をふまえ、これまでの個々の施策・取組みを総点検し、関係者の意識と効果の両面から見直すこと。個々の子供の状況を考え、学びの場の幅広い選択肢を与えられるよう財政措置を含めて対策をたてること。

#### 11. モンスターペアレント対策の確立

担任教諭の自宅に連日長時間電話したり、校長・教頭に過大な要求を突きつけたりする「モンスターペアレント」に教員や学校が振り回されないよう、学校内で情報共有に努めること。また、研修や相談体制の充実など教育委員会が適切な処置を講ずること。

## 12. 親になるための教育

児童虐待をはじめ親子を巡る諸課題の深刻化に対して、近い将来親になることを自覚させ必要な知識と素養を身につける場としての教育の充実を図ること。特に、県立高校においては、これらの教育機会を明確に位置づけると共に、実践研究に止まらず、必要な授業時間数と予算、教員を確保すること。

## 13. 学制改革検討チームの設置

終戦直後の学制を機械的に当てはめるのではなく、現在の子どもの発達段階に見合う学制に改めるべく、地方分権の見地に立って、現地現場主義に立脚した改革に着手すること。

## 14. 進学機会の保障

県内の公立中学校卒業生の全日制高校への進学割合が全国最低水準となっている現状をふまえ、全日制への進学機会を保障するため高校入試の定員計画を私立高校と十分協議の上、充実に向け最大限の努力を払うこと。

## 15. 人的保証の廃止

県立高校入学・在学に際し、保証人を求めることを廃止すること。

## 16. 奨学金制度

高等学校奨学金の所得要件を見直し、真に必要としている生徒に対して制度が適用されるよう制度趣旨を明確にし、財源を十分に措置すること。返済状況をふまえ収納の向上に努めること。

## 17. 県立教育施設再整備10か年計画の着実な推進

県立高校や特別支援学校・養護学校は経年劣化が著しく、施設や設備の耐震性の確保や老朽化対策が差し迫った課題となっていることから、快適で安全な教育環境の整備を図るため、「県立教育施設再整備10か年計画」(まなびや計画)に基づき、県立学校の耐震化対策や老朽化対策などを計画的に推進すること。

## 所属議員からの地域要望事項

県民の憩いの場として人工砂浜(海浜公園)を県庁付近臨海部に造成し、海・緑の環境浄化を推進すること。

国道357号線のベイブリッジ下の開通に伴う、付近「小港」地域の大型トラック等の交通量の激増に伴い、信号の設置等早急な交通対策を実施すること。

国道357号線の間門～磯子間の早期高架化実現をはかること。

急傾斜地崩壊対策工事の促進と土砂警戒区域の防災体制を充実させること。

大岡川・中村川の再生計画の早期実現をはかること。

米軍・根岸住宅地区の早期返還と跡地の平和的住民利用・緑地保全化の促進をはかること。

東京湾の生態系回復を進めるため、県水産技術センターの行っているアマモ植栽を一層推進すること。

柏尾川上流部に、防災機能を併せ持った都市公園としての遊水地整備促進を計画的に進めること。

港北区篠原台町の県職員アパートの除去後の跡地利用については、安易に民間に売却せず周辺環境や地元自治会等の要望を生かした公的利用を図ること。あわせて隣接する青少年の家のグラウンドについてもそのあり方を見直し、地元利用に供すること。

JR横浜線の小机～十日市場間の立体高架化

JR横浜線下り最終電車(00:10)東神奈川駅発の時間延長(00:22まで)

泉区上飯田付近の相模川・河川管理道路を再整備し、車輛の進入を防ぐ事により、その周辺をスクールゾーンとする小学生の通学や、歩行者への危険が排除出来るよう、県が主導で横浜市や警察、住民との連携をとりながら、早期な解決を図ること。

上瀬谷米軍基地返還にあっては、基地の全面返還のみならず、かつて電波障害地域に指定され、現在でも様々な規制により私有財産の制限を受け続けている区

域も含めた解決策を図ること。

産業活性化と地域交流拡大に向け、国道357号線を早期に横須賀市まで延伸するよう都市計画決定を急ぐこと。

災害時の移動や物資輸送、新産業創造のため、三浦半島中央道路を早期に都市計画決定すること。

酒匂連携軸の推進

小田原海岸養浜対策の推進

西湘バイパス延伸の推進

湘南東部地区保健医療圏の基準病床の増床

(茅ヶ崎市)海岸侵食に対し、抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要望する。

県道207号線(森戸海岸線)の整備延進及び昭和の散歩道づくりの推進

逗葉新道の無料化

小田急相模原駅北口再開発にともなう県道51号と二つ塚線早期整備に取り組むこと。

相模原工業技術高校と相模原高等職業技術校などの跡地を、地元自治体の意向を踏まえ、有効に活用すること。

小田急相模原駅、JR相模原駅、JR及び京王線橋本駅周辺の環境浄化対策に積極的に取り組むこと。

JR相模線の複線化に向けて、列車が駅舎をすれ違いに通行できるようにするため、県として駅舎整備を支援すること。

相模縦貫道建設予定ラインに、不法投棄された大量の残土について、現在進行中の現場調査が終了次第、県として主体的に除去等の取組みを実施すること。

国道246号線バイパス道路の、(仮称)伊勢原西インターから秦野中井インター区間について、早期に事業決定すること。